

観光客誘客拡大事業

仕 様 書

この仕様書は、一関市（以下「市」という。）が実施する「観光客誘客拡大事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、市が契約する事業者（以下「受託者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の回復を図るため、旅行需要の変化を正確に把握し、当市への旅行需要を喚起する上で、戦略的に各種情報発信ツールを活用して効果的かつ効率的なプロモーションを実施し、東北デスティネーションキャンペーン期間を中心に当市を訪れる観光客の増加に繋げることを目的とする。

(2) 業務件名及び数量

「観光客誘客拡大事業」 一式

(3) 業務内容

東北6県をターゲットとして、次の内容を含む情報発信の展開に関する一切の業務。

① 各種情報発信ツールを活用した当市の認知度向上及び観光客の増加に資するプロモーションの展開

② 観光プロモーション動画の制作及び配信

ア 印象的かつ独自性のあるイメージを形成する動画とし、視聴後に当市への来訪意欲を促進し、東北エリア内で当市が観光地として選ばれるような内容とすること。

イ 動画の本数、時間は提案事項とすること。

ウ 製作した観光プロモーション動画について、各種情報発信ツールを活用し、効果的かつ効率的に配信すること。

③ 情報発信期間

ア 新型コロナウイルス感染症の影響や東北デスティネーションキャンペーン期間中、さらには旅行シーズンや旅行検討時期を踏まえ、市と協議の上、決定すること。また、戦略的な配信スケジュールを策定すること。

④ 効果測定

ア 本業務の実施による効果検証、分析を行うこと。

⑤ その他

ア 本業務に必要な素材は、原則として受託者側で手配すること。

イ 著作権処理をした写真・動画を使用すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 市は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ② 市は、上記（1）の②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、市に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務は成果物の納品を目的とするものではないことから、制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則としてその全てが受託者から市に移転するものではない。ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、一関市個人情報保護条例（平成 18 年一関市条例第 76 号）を遵守しなければならない。